

公害防止計画のうち公害の防止に関する事業に係る部分の同意基準について

1. 同意基準の趣旨

環境基本法及び公害財特法について意見具申を踏まえ所要の改正がなされた後、公害防止計画のうち公害の防止に関する事業に係る部分について、関係都道府県知事から環境大臣への協議がなされ、公害対策会議の議を経た上で、同意をすることとなる。

同意については、環境大臣は、地方自治法第 250 条の 2 に基づき、同意をするかどうかを判断するために必要とされる基準を定め、公表することとなる。環境省としては、2. の内容を基本として、公害対策会議を構成する関係省庁との調整を行った上で、同意基準を決定する予定。

また、従来より、協議のあった計画については、公害対策会議に先立ち、本小委員会において審査いただいていたところであり、今後についても、同様の取扱いとする予定。

2. 同意基準の案

(1)同意を求める公害の防止に関する事業が効果を発揮するよう、公害防止計画が以下を満たしていること。

- ① 環境基本法第 17 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当する地域を対象とするものであること（別紙参照）。
- ② 当該地域において環境基準等が未達成であり、又は今後未達成となるおそれが高い環境基準等のうち、重点的に取り組む必要のあるものについて、公害防止計画の主要課題として設定していること。
- ③ 主要課題に係る過去における施策の実施状況を記載するとともに、それらの効果、課題等の分析評価を行っていること。
- ④ ③の分析評価や環境への負荷量の状況を踏まえつつ、主要課題に対して講ずることが必要な公害の防止に関する施策を総合的に記載していること。
- ⑤ 主要課題に係る公害の防止に関する施策の実施期間や効果が現れる期間等を踏まえつつ、社会経済状況の変化にも対応できるよう、適切な計画期間を設定するとともに、当該期間内において環境基準等をどの程度達成するかについても記載していること。
- ⑥ 計画に記載されている公害の防止に関する施策を実施する各主体が連携して施策を推進するとともに、地域の環境の適切なモニタリングと公害の防止に関する施策の適切な進捗管理を行い、計画の効果的かつ着実な推進が図られるものであること。

(2)同意を求める公害の防止に関する事業に係る部分が以下を満たしていること。

- ① 公害財特法第 2 条第 3 項各号に掲げる事業又は第 4 条第 2 項に規定する下水道関係の事業であること。
- ② 公害防止計画の対象地域において、計画の期間内に実施される事業であること。
- ③ 主要課題に係る対策として実施される事業であって、当該主要課題に係る環境基準等の達成又は人の健康若しくは生活環境に係る被害の防止に資すると認められること。
- ④ 当該事業の事業主体、実施場所、実施期間及び内容を記載していること。
- ⑤ 同意を求める公害の防止に関する事業に係る部分について、計画の他の部分と区分して記載していること。

環境大臣の同意に係る「公害が著しい」ことの判断基準

公害防止計画は、環境基本法第17条第1項に基づき、現に公害が著しく、又は公害が著しくなるおそれがあり、かつ、公害の防止に関する施策を総合的に講じなければ公害の防止を図ることが著しく困難と認められる地域について作成することができるものであるが、公害防止計画のうち公害の防止に関する事業に係る部分について環境大臣が同意を行うに当たっての「公害が著しい」かどうかに関する判断基準を下記のとおり示す。

記

「公害が著しい」かどうかについては、環境基準等の超過状況を公害対策の必要性の観点から市区町村ごとに下表により評価した上で、その評価点数の合計が原則9点以上の場合について、汚染等の広がりや被害の程度等地域の実情を勘案し判断することとする。

その際、次の事項に留意することとする。

- ①最新年度の測定データに基づき評価することを基本としつつ、各年の気象条件や測定値のトレンド等を勘案して的確に評価する。
- ②地下水の水質汚濁及び土壌汚染については、汚染の広がりや有害物質の曝露経路等を踏まえ評価する。
- ③環境基準が定められていない公害の種類及び項目についても、その汚染等の状況が地域住民に及ぼす影響及びリスク評価等を踏まえ考慮する。

なお、既指定地域においては、計画期間が終了した際、環境の状況が十分かつ安定的に改善されたことをもって著しい公害が改善されたとみるべきであるため、上記に基づき評価した上で、その評価点数の合計が原則7点以上の場合について、汚染等の広がりや被害の程度等地域の実情を勘案し判断することとする。

また、環境基準の設定又は改定等があった場合は、必要に応じ、上記の「公害が著しい」かどうかに関する判断基準を見直すこととする。

<下表の評価方法について>

- ①「環境項目」ごとに「基準値」を超過した場合に「評価点」を加算する。このとき、複数地点で「基準値」を超過した場合であっても、新たな「評価点」の加算は行わない。ただし、地下水汚染、土壌汚染については、複数項目で「基準値」を超過した場合であっても「評価点」2として評価する。
- ②複数の「評価点」を有する「環境項目」については、「基準値」の超過状況に応じて一つの「評価点」のみ加算する。
- ③大気汚染の「二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質」の評価にあたっては長期的評価により判断する。

大気汚染		
環境項目	基準値	評価点
二酸化硫黄	環境基準	2
一酸化炭素	環境基準	2
浮遊粒子状物質	環境基準	2
微小粒子状物質	環境基準	2
二酸化窒素	環境基準	2
光化学オキシダント	注意報レベル	2
	環境基準	1
ベンゼン	環境基準	2
トリクロロエチレン	環境基準	2
テトラクロロエチレン	環境基準	2
ジクロロメタン	環境基準	2
ダイオキシン類	環境基準	2

公共用水域(地下水を含む)の水質汚濁(健康項目)		
環境項目	基準値	評価点
カドミウム	環境基準	2
全シアン	環境基準	2
鉛	環境基準	2
六価クロム	環境基準	2
砒素	環境基準	2
総水銀	環境基準	2
アルキル水銀	環境基準	2
PCB	環境基準	2
ジクロロメタン	環境基準	2
四塩化炭素	環境基準	2
塩化ビニルモノマー(地下水のみ)	環境基準	2
1,2-ジクロロエタン	環境基準	2
1,1-ジクロロエチレン	環境基準	2
1,2-ジクロロエチレン(地下水のみ)	環境基準	2
シス-1,2-ジクロロエチレン(公共用水域のみ)	環境基準	2
1,1,1-トリクロロエタン	環境基準	2
1,1,2-トリクロロエタン	環境基準	2
トリクロロエチレン	環境基準	2
テトラクロロエチレン	環境基準	2
1,3-ジクロロプロペン	環境基準	2
チウラム	環境基準	2
シマジン	環境基準	2
チオベンカルブ	環境基準	2
ベンゼン	環境基準	2
セレン	環境基準	2
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	環境基準	2
ふっ素	環境基準	2
ほう素	環境基準	2
1,4-ジオキサン	環境基準	2
ダイオキシン類	環境基準	2

公共用水域の水底の底質汚染		
環境項目	基準値	評価点
ダイオキシン類	環境基準	2

土壌汚染		
環境項目	基準値	評価点
カドミウム	環境基準	2
全シアン	環境基準	2
有機燐	環境基準	2
鉛	環境基準	2
六価クロム	環境基準	2
砒素	環境基準	2
総水銀	環境基準	2
アルキル水銀	環境基準	2
PCB	環境基準	2
銅	環境基準	2
ジクロロメタン	環境基準	2
四塩化炭素	環境基準	2
1,2-ジクロロエタン	環境基準	2
1,1-ジクロロエチレン	環境基準	2
シス-1,2-ジクロロエチレン	環境基準	2
1,1,1-トリクロロエタン	環境基準	2
1,1,2-トリクロロエタン	環境基準	2
トリクロロエチレン	環境基準	2
テトラクロロエチレン	環境基準	2
1,3-ジクロロプロペン	環境基準	2
チウラム	環境基準	2
シマジン	環境基準	2
チオベンカルブ	環境基準	2
ベンゼン	環境基準	2
セレン	環境基準	2
ふっ素	環境基準	2
ほう素	環境基準	2
ダイオキシン類	環境基準	2

公共用水域の水質汚濁(生活環境項目)		
環境項目	基準値	評価点
河川BOD	環境基準	1
湖沼COD	環境基準	1
湖沼(全窒素・全燐)	環境基準	1
海域COD	環境基準	1
海域(全窒素・全燐)	環境基準	1

騒音・地盤沈下		
環境項目	基準値	評価点
自動車騒音	要請限度	2
	環境基準	1
新幹線騒音	環境基準	1
航空機騒音	環境基準	1
地盤沈下	2cm/年	1